

高知大学履修証明プログラム規則

令和5年3月24日
規則第111号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学学則（以下「学則」という。）第84条の2第2項の規定に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第164条の定めるところにより、高知大学（以下「本学」という。）において編成される本学の学生以外の者を対象とした特別の課程（以下「履修証明プログラム」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 履修証明プログラムは、社会人等を対象として、本学の教育研究資源を活かした体系的な知識、技術等の習得を目指す課程を編成し、学習の機会を提供することを目的とする。

(履修証明プログラムの編成)

第3条 履修証明プログラムは、学部、研究科専攻又は学内共同教育研究施設（以下「部局等」という。）が、本学が開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により編成するものとする。

2 履修証明プログラムの総時間数は、60時間以上とする。

(履修証明プログラムの単位)

第4条 履修証明プログラムの内容、総時間数等に応じて、履修証明プログラムを修了した者に単位を与えることができる。

2 前項の規定により単位を与える場合の単位の計算方法については、学則第41条第1項の規定（学則第67条の規定により準用する場合を含む。）の例による。

3 履修証明プログラムに含まれる授業科目について、科目等履修生として単位の認定を受ける場合には、前2項の規定による単位の認定を受けることができない。

(履修期間等)

第5条 履修証明プログラムの履修期間は、原則2年以内とする。

2 履修証明プログラムの定員は、教育研究に支障がない範囲で部局等が定めるものとする。

(開設等手続)

第6条 履修証明プログラムを開設しようとする部局等の長は、履修証明プログラム計画書（別記様式）を作成し、全学教育機構会議の議を経て、学長の承認を得るものとする。履修証明プログラム実施計画を変更しようとするとき、又は履修証明プログラムを廃止しようとするときも同様とする。

（履修資格）

第7条 履修証明プログラムを履修することができる者は、学部が開設するものにあつては学則第31条各号のいずれか、研究科専攻が開設するものにあつては学則第58条第1項各号又は第59条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当する者のうちから開設部局等において定めるものとする。学内共同教育研究施設が開設するものにあつては、その内容に応じて、高等学校を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有する者又は大学を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有する者とする。

2 開設部局等は、前項に規定するもののほか、当該履修証明プログラムの内容に応じて、必要とする資格等を定めることができる。

（履修手続）

第8条 履修証明プログラムの履修を希望する者は、当該履修証明プログラムの開設部局が指定する期日までに、次に掲げる書類により当該開設部局等の長に願い出なければならない。

- (1) 履修証明プログラム履修願書（様式は開設部局等において、プログラムごとに定める。）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (4) その他開設部局等が指定する書類

（履修の許可）

第9条 開設部局等の長は、前条の履修手続を行った者で履修証明プログラム履修生としてふさわしいと認めるものに対し、履修の許可を行うものとする。

（受講料）

第10条 履修証明プログラムの受講料は、履修証明プログラムごとに別に定める。

- 2 履修証明プログラム履修生は、所定の期日までに、受講料を納付しなければならない。
- 3 既納の受講料は、原則として返還しない。

（修了の認定及び履修証明書の交付）

第 11 条 開設部局等の長は、所定の講習又は授業科目を履修の上、合格に値する評価を得た者には、当該部局等の教授会等の議を経て、当該履修証明プログラムの修了を認定する。

2 開設部局等の長は、履修証明プログラムの修了を認定したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告に基づき、履修証明書（様式は開設部局等において、プログラムごとに定める。）を交付するものとする。

4 履修証明書の再交付は、履修証明プログラムを修了した者からの申出に基づき行うものとする。

（履修許可の取消し）

第 12 条 学長は、履修証明プログラム履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は所定の期日までに受講料を納付しないときは、当該履修証明プログラムの履修の許可を取り消すことができる。

（実施状況の評価）

第 13 条 開設部局等は、毎年度、履修証明プログラムの実施状況の自己点検・評価を実施し公表するものとする。

2 前項の評価結果を踏まえ、開設部局等は、履修証明プログラムの改善に努めなければならない。

（雑則）

第 14 条 この規則に定めるもののほか、各履修証明プログラムの運営等に関し必要な事項は、履修証明プログラムを開設する部局等の長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に開設されている履修証明プログラムについては、この規則の規定により開設等手続が行われたものとみなす。

別記様式（第6条関係）

履修証明プログラム計画書（新規・更新・廃止）

提出日 年 月 日

開設部局等	新規・更新・廃止 ※いずれかを○で選択してください。					
履修証明プログラムの名称						
目的						
総時間数（期間）	※総時間数は60時間以上とし、原則として2年以内のプログラムとする。					
履修資格						
定員						
内容						
修了要件						
実施体制						
その他特記事項	※単位の授与がある場合は、その旨記載すること。					
プログラムの構成（開設授業科目等）						
開設授業科目等の名称	講習・授業科目の別	時間数	単位の有無	開設期間	担当教員名	備考

（備考）次の資料を添付すること。

- ・ 「講習」の場合、講義概要
- ・ 「授業科目」の場合、シラバス